

京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成26年11月21日

京都市長 門川 大作

京都市規則第53号

京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市市税条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市民税の項中「の賦課徴収並びに過料の決定」を削り、「及び」の右に「過料の」を加える。

様式第3号1(第1面)備考以外の部分及び同様式2備考以外の部分中「京都市 区長」を「京都市長」に改め、同様式3備考以外の部分中「京都市 区長 [印]」を「京都市長 [印]」に改める。

様式第4号の2 1備考以外の部分及び様式第20号中「京都市 区長」を「京都市長」に改める。

(京都市区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所及び中京区役所の款区民部の項、上京区役所及び西京区役所の款区民部の項及び左京区役所及び下京区役所の款区民部の項中

「

市民窓口課	記録係長 窓口係長
市民税課	市民税係長

を

」

「

市民窓口課	記録係長 窓口係長
-------	-----------

に改め、同表東山区役所の款

」

区民部の項中「市民税係長 土地係長」を「土地係長」に改め、同表山科区役所の款区民部の項、南区役所及び右京区役所の款区民部の項及び伏見区役所の款区民部の項中

「

市民窓口課	記録係長 窓口係長	を
市民税課	市民税係長	

「

市民窓口課	記録係長 窓口係長	に改める。
-------	-----------	-------

」

第6条区民部の款市民税課の項を削り、同款課税課の項中「市民税課の項及び」を削り、同款納税課の項第1号中「に係る徴収金」を「(区長に権限が委任されたものに限る。以下同じ。)に係る徴収金」に改め、同項に次の9号を加える。

- (5) 税務に係る収入金の調定に関する事。
- (6) 市税に係る証明(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)に関する事。
- (7) 証明、閲覧等の手数料の調定及び徴収に関する事。
- (8) 鑑札の交付に関する事。
- (9) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関する事。
- (10) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (11) 現金の記録管理に関する事。
- (12) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関する事。
- (13) その他税務及び会計に関する事。

(京都市区役所支所事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表西京区役所洛西支所の款区民部の項、伏見区役所深草支所の款区民部の項及び伏見区役所醍醐支所の款区民部の項中「市民税係長 固定資産税係長」を「固定資産税係長」に改める。

第6条区民部の款課税課の項第1号を削り、同項第2号中「市税(区長に権限が委任されたものに限る。以下同じ。)」を「固定資産税(償却資産に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び都市計画税」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「(償却資産に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第8号から第10号

までを削り、第11号を第5号とし、第12号から第15号までを削り、同款納税課の項第1号中「に係る徴収金」を「(区長に権限が委任されたものに限る。以下同じ。)に係る徴収金」に改め、同項に次の9号を加える。

- (5) 税務に係る収入金の調定に関する事。
- (6) 市税に係る証明(電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。)に関する事。
- (7) 証明、閲覧等の手数料の調定及び徴収に関する事。
- (8) 鑑札の交付に関する事。
- (9) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関する事。
- (10) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (11) 現金の記録管理に関する事。
- (12) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関する事。
- (13) その他税務及び会計に関する事。

(京都市区長委任規則の一部改正)

第4条 京都市区長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市会計規則の一部改正)

第5条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「、第7項又は第8項」を「又は第7項」に、「第1条第4項又は第5項」を「第1条第4項、第5項又は第9項」に、「第2条第4項又は第5項」を「第2条第4項、第5項又は第9項」に改め、同条第2項中「第1条第3項又は第9項」を「第1条第3項、第6項又は第7項」に、「第2条第3項又は第9項」を「第2条第3項、第6項又は第7項」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第4項又は第5項」を「第2条第4項、第5項又は第9項」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第2条第3項、第6項又は第7項」を「第2条第3項又は第6項」に改める。

第16条第2項中「区役所区民部市民税課、同部課税課、区役所支所区民部課税課」を「区役所区民部納税課、区役所支所区民部納税課」に改める。

第38条第3項中「又は同部収納対策課長」を「, 同部収納対策課長, 市税事務所市民税室市民税第一課長又は区役所及び区役所支所の区民部納税課長」に, 「, 同課長」を「及び同課長」に改め, 「及び市税(府民税及び徴収の嘱託を受けた地方税を含む。以下同じ。)又は市税に係る諸収入金の収納権限を有する区出納員」を削る。

第52条第2項第2号中「市税」の右に「(府民税及び徴収の嘱託を受けた地方税を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第2 1中第71号を第73号とし, 第56号から第70号までを2号ずつ繰り下げ, 第55号を第56号とし, 同号の次に次の1号を加える。

(57) 区役所及び区役所支所の区民部納税課長

別表第2 1中第54号を第55号とし, 第11号から第53号までを1号ずつ繰り下げ, 第10号の次に次の1号を加える。

(11) 市税事務所市民税室市民税第一課長

別表第2 2中第2号及び第3号を削り, 第4号を第2号とし, 第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ, 同表に次の1号を加える。

(8) 市税事務所市民税室市民税第一課長

別表第4中「第139号 削除」を「第139号 市税事務所市民税室市民税第一課長」に, 「第141号 削除」を「第141号 北区役所区民部納税課長」に,

「第143号 削除 第144号 削除」	を	「第143号 上京区役所区民部納税課長 第144号 左京区役所区民部納税課長」	に,
「第147号 削除 第148号 削除 第149号 削除 第150号 削除 第151号 削除 第152号 削除 第153号 削除 第154号 削除 第155号 削除 第156号 削除 第157号 削除」	を	「第147号 中京区役所区民部納税課長 第148号 東山区役所区民部納税課長 第149号 山科区役所区民部納税課長 第150号 下京役所区民部納税課長 第151号 南区役所区民部納税課長 第152号 右京区役所区民部納税課長 第153号 西京区役所区民部納税課長 第154号 西京区役所洛西支所区民部納税課長 第155号 伏見区役所区民部納税課長 第156号 伏見区役所深草支所区民部納税課長 第157号 伏見区役所醍醐支所区民部納税課長」	に改め

る。

別表第5中 「第1号 西京区役所洛西支所区民部課税課長及び納税課長
第2号 山科区役所区民部市民税課長及び納税課長
第3号 伏見区役所深草支所区民部課税課長及び納税課長
第4号 北区役所区民部市民税課長及び納税課長
第5号 上京区役所区民部市民税課長及び納税課長
第6号 左京区役所区民部市民税課長及び納税課長
第7号 中京区役所区民部市民税課長及び納税課長
第8号 東山区役所区民部課税課長及び納税課長
第9号 下京区役所区民部市民税課長及び納税課長
第10号 南区役所区民部市民税課長及び納税課長
第11号 右京区役所区民部市民税課長及び納税課長
第12号 伏見区役所区民部市民税課長及び納税課長」を

「第1号 西京区役所洛西支所区民部納税課長
第2号 山科区役所区民部納税課長
第3号 伏見区役所深草支所区民部納税課長
第4号 北区役所区民部納税課長
第5号 上京区役所区民部納税課長
第6号 左京区役所区民部納税課長
第7号 中京区役所区民部納税課長
第8号 東山区役所区民部納税課長
第9号 下京区役所区民部納税課長
第10号 南区役所区民部納税課長
第11号 右京区役所区民部納税課長
第12号 伏見区役所区民部納税課長」に、「第19号 西京区役所区民部市

民税課長及び納税課長」を「第19号 西京区役所区民部納税課長」に、「第41号 伏見区役所醍醐支所区民部課税課長及び納税課長」を「第41号 伏見区役所醍醐支所区民部納税課長」に、「第58号 右京区役所京北出張所長」を

「第58号 右京区役所京北出張所長」に改める。
第59号 市税事務所市民税室市民税第一課長」

(京都市物品会計規則の一部改正)

第6条 京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2行財政局の項中

「

歴 史 資 料 館	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
-----------	-------------------------

を

」

「

歴 史 資 料 館	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
市 税 事 務 所	庶 務 係 長

に改め、同表北区

」

役所、上京区役所、中京区役所及び西京区役所の項中

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
市 民 税 課	市 民 税 係 長

を

」

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表左京

」

区役所、山科区役所、下京区役所、南区役所及び伏見区役所の項中

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
市 民 税 課	市 民 税 係 長

を

」

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表東山

」

区役所の項中「市民税係長」を「土地係長」に改め、同表右京区役所の項中

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
市 民 税 課	市 民 税 係 長

を

」

「

市 民 窓 口 課	記 録 係 長
-----------	---------

に改め、同表西京

」

区役所洛西支所及び伏見区役所深草支所の項及び伏見区役所醍醐支所の項中「市民税係長」を「固定資産税係長」に改める。

(京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部改正)

第7条 京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行財政局税務部納税推進課」の右に「，市税事務所市民税室」を加え、同条第4号中「，区役所支所又は右京区役所京北出張所」を「又は区役所支所」に改める。

第5条第1項中「第2条第1号」の右に「，第2号，第4号，第5号又は第9号」を、「主管する」の右に「区役所，区役所支所又は区役所出張所の」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部改正)

第8条 京都市会計管理者及び区会計管理者の職務代理規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「区民部市民税課長又は同部課税課長（以下「市民税課長等」を「区民部納税課長（以下「納税課長」に改め、同条第2項中「市民税課長等」を「納税課長」に、「区民部市民税課市民税係長又は同部課税課市民税係長（以下「市民税係長」を「区民部納税課担当課長補佐又は担当係長（以下「納税課担当課長補佐等」に改め、同条第3項中「市民税係長」を「納税課担当課長補佐等」に改める。

(京都市事務分掌規則の一部改正)

第9条 京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政局の款税務部の項中「効率化企画係長」を削る。

第8条税務部の款税制課の項中第12号と第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 納税貯蓄組合及び納税の普及に関すること。

第8条税務部の款納税推進課の項に次の1号を加える。

(8) 固定資産課税台帳（償却資産に係るものに限る。）の閲覧の手数料の調定及び徴収に関すること。

（京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部改正）

第10条 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「全ての区役所の区民部市民税課（以下「市民税課」という。）及び全ての区役所又は区役所支所の区民部課税課（以下「課税課」という。）並びに」を削り、同条第6項中「市民税課に」を「納税課に」に、「当該市民税課」を「納税推進課及び当該納税課」に、「の市民税課」を「の納税課」に改め、「及び全ての課税課」を削り、同条第7項を削り、同条第8項中「全ての市民税課及び課税課」を「納税推進課及び全ての納税課」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を削り、同条第10項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 市税事務所市民税室に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、納税推進課及び全ての納税課の職員に兼職されたものとみなす。

第1条中第11項を第10項とし、第12項から第20項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条第3項第5号中「及び固定資産税」を「固定資産税及び都市計画税」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「市税（区長に権限が委任されたものに限る。以下同じ。）に係る徴収金（市税に係る過料を含む。以下同じ。）の徴収（市税の減免に関するものを除く。）に関する」に改め、同項各号を削り、同条第5項第3号中「及び固定資産税」を「固定資産税及び都市計画税」に改め、同条第6項中「市税に係る証明に関する事務で、当該職員が本来属する市民税課以外の市民税課及び課税課の所管に属するもの」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものを除く。）、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）、特

別土地保有税，入湯税及び事業所税に係る徴収金の徴収に関すること。

- (2) 市税に係る証明に関する事務で，当該職員が本来属する納税課以外の納税課の所管に属するものに関すること。

第2条第7項を削り，同条第8項中「前条第8項」を「前条第7項」に，「市税に係る証明に関する事務で，市民税課及び課税課の所管に属するもの」を「次に掲げる事務」に改め，同項に次の2号を加える。

- (1) 市民税，固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び軽自動車税に係る証明（市民税に係る証明及び当該固定資産税に係る納税の証明にあつては，電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。）に関すること。
- (2) 市税に係る証明（電子計算機の端末機から出力できない事項のうち，固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に係るものに限る。）に関すること。

第2条第8項を同条第7項とし，同条第9項を削り，同条第10項各号列記以外の部分中「前条第10項」を「前条第8項」に改め，同項第1号中「（市税に係る過料を含む。以下同じ。）」を削り，同項を同条第8項とし，同項の次に次の1項を加える。

9 前条第9項の規定により兼職されたものとみなされる職員は，次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 市民税，固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び軽自動車税に係る証明（市民税に係る証明及び当該固定資産税に係る納税の証明にあつては，電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するものに限る。）に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金の徴収（市税の減免に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 鑑札の交付に関すること。
- (4) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関すること。
- (5) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (6) 現金の記録管理に関すること。
- (7) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関すること。

第2条第11項各号列記以外の部分中「前条第11項」を「前条第10項」に改め，同項を同条第10項とし，同条第12項中「前条第12項」を「前条第11項」に改め，同項を同条第11項とし，同条第13項中「前条第13項」を「前条第12項」に改め，同項を同条第12項とし，同条第14項各号列記以外の部分中「前条第14項」を「前条第13項」に改め，同項第1号中「第11項各号」を「第10項各号」に改め，同項

を同条第13項とし、同条第15項中「前条第15項」を「前条第14項」に、「第11項各号」を「第10号各号」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「前条第16項」を「前条第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第17項」を「前条第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「前条第18項」を「前条第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第18項」に、「同条第20項」を「同条第19項」に改め、同項を同条第18項とする。

(京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第11条 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第3条の表賦課徴収業務手当の款税務部に勤務する職員の項中「税務部」の右に「又は市税事務所」を加える。

第11条の表賦課徴収業務手当の款区役所若しくは区役所支所の区民部の市民税課、固定資産税課、課税課又は納税課に勤務する職員の項中「市民税課、」を削る。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(併給の禁止)

第16条 第3条に規定する賦課徴収業務手当を支給される日については、第11条に規定する賦課徴収業務手当（市税の賦課、徴収、収納等の業務に従事したときに支給するものに限る。）は、支給しない。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

(行財政局人事部人事課)